

資料編

- 1 総合計画策定経過
- 2 アンケート調査結果

1

総合計画策定経過

【諮問】

尾市公第122号
平成28年6月3日

尾鷲市総合計画審議会
会長 岩崎 恭典 様

尾鷲市長 岩田 昭人

第6次尾鷲市総合計画後期基本計画案について、尾鷲市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

【答申】

平成28年11月11日

尾鷲市長 岩田 昭人 様

尾鷲市総合計画審議会
会長 岩崎 恭典

第6次尾鷲市総合計画後期基本計画案について（答申）

平成28年6月3日付け、尾市公第122号で当審議会に諮問されました第6次尾鷲市総合計画後期基本計画案については、活発かつ慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記事項に留意され、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に最善を尽くされますよう要望します。

記

- 1 本計画の推進にあたっては、前期基本計画に引き続き、人づくりを基本方針とすることから、市民と行政が力を合わせて人口減少社会に対応する取り組みを進められるよう、共に知恵を出し合いながら事業を実施すること。
- 2 「食」のまちづくりについて、その具体的な取り組みを行う際には、需要者及び供給者それぞれのニーズを把握することが重要であり、広域的な観点も踏まえ、市民、事業者と行政が一体となって、より効果的な取り組みを行うこと。
- 3 施策の進捗に関して、先進事例の調査や手法の検討等を進め、より効率的かつ透明性の高い行政運営を行うこと。

【尾鷲市総合計画審議会条例】

昭和48年12月25日
条例第29号

(目的及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の総合計画に関し重要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申するため、尾鷲市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

【尾鷲市総合計画審議会規則】

昭和48年12月26日
規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、尾鷲市総合計画審議会条例（昭和48年尾鷲市条例第29号）第2条の規定により尾鷲市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて尾鷲市総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員35名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る答申が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

1 総合計画策定経過

- 2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長公室で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和49年1月1日から施行する。
- 2 尾鷲市総合開発審議会規程（昭和36年9月1日尾鷲市規程第4号）は廃止する。

附 則（昭和58年12月1日規則第8号）

この規則は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規則第5号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年1月10日規則第1号）

この規則は、平成元年1月10日から施行する。

附 則（平成2年4月1日規則第5号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月26日規則第10号）

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成13年2月7日規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第8号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

【審議会委員名簿】

(敬称略、五十音順)

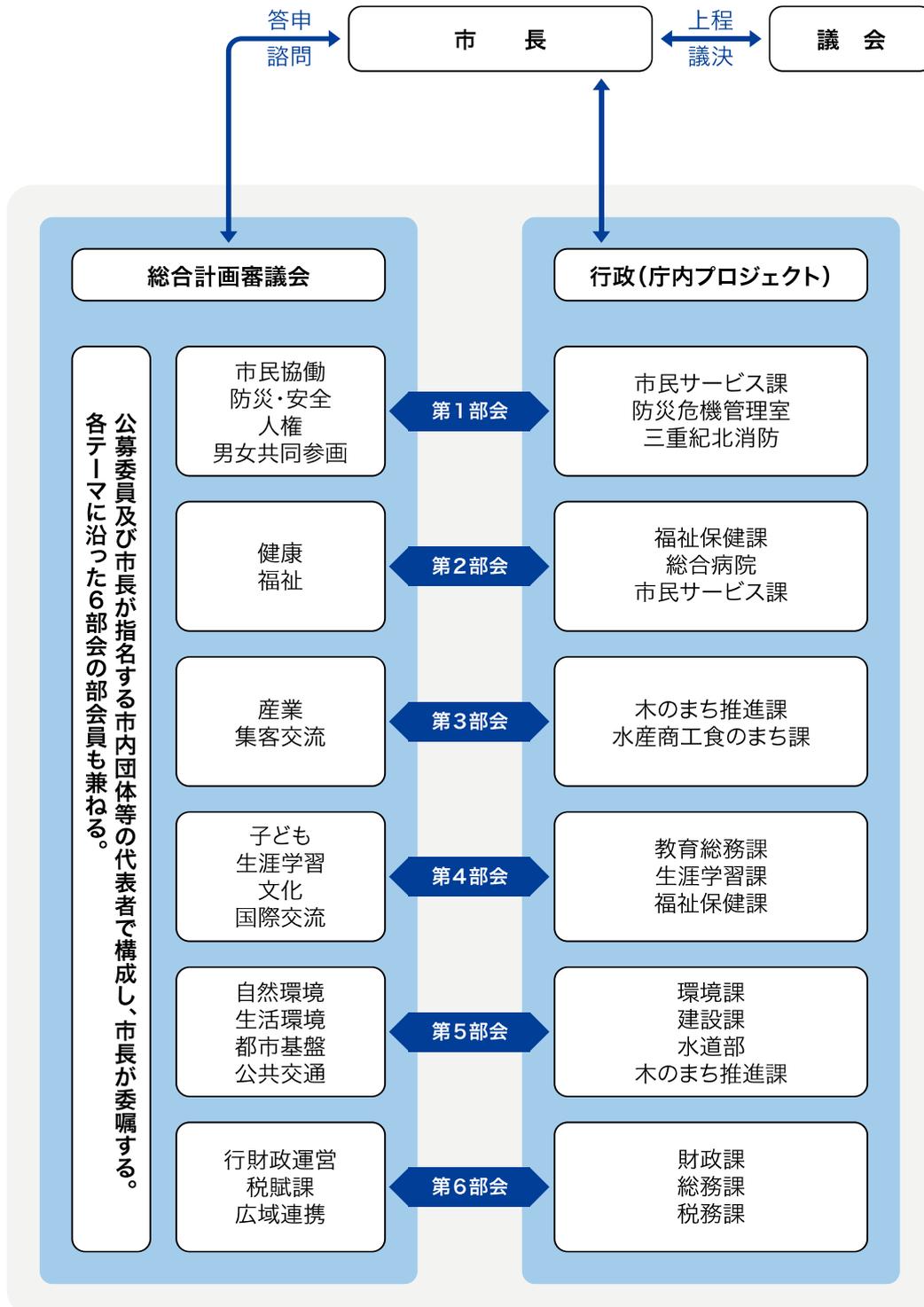
氏名	分類	備考
石川 郷子	子育て支援サークル がりら	平成28年6月13日まで畑中教子
今村 澄子	尾鷲市自治会連合会	
岩崎 恭典	学識経験者(四日市大学)	会長
岩本 芳和	尾鷲市水産振興協議会	
大西 正隆	尾鷲市老人クラブ連合会	
奥村 玲子	尾鷲商工会議所	
加子 勝巳	ハローワーク尾鷲	
北裏 佳代	尾鷲市教育委員会	
北村 清陽	公募委員	
北村 豪	尾鷲市海産物商業協同組合 尾鷲水産加工組合	
北村 伸	尾鷲木材協同組合	
佐々木 康次	尾鷲市商店会連合会	
塩崎 保夫	公募委員	
塩津 史子	尾鷲市連合婦人会	
田崎 祐一	尾鷲市区長会	
玉乃井 耕二	公募委員	
塚原 右巳	尾鷲観光物産協会	
津村 淳	紀北信用金庫	
中西 加寿代	株式会社ZTV東紀州放送局	
中村 レイ	公募委員	
中森 将人	尾鷲市社会福祉協議会	
長谷川 陽	紀北医師会	
濱野 薫久	尾鷲市農業委員会	
堀内 達也	尾鷲市青少年育成市民会議	
松井 純	学識経験者 (株式会社三重ティーエルオー)	
南 進	尾鷲市体育協会	
民部 清宏	森林組合おわせ	
村瀬 晃健	尾鷲商工会議所青年部	副会長
與谷 公孝	尾鷲市自主防災会連絡協議会	
若林 正也	尾鷲市文化協会	

【審議会部会別委員名簿】

(敬称略、五十音順)

部 会	氏 名	分 類	備 考
第1部会 市民協働 防災・安全 人権 男女共同参画	今村 澄子	尾鷲市自治会連合会	
	岩崎 恭典	学識経験者(四日市大学)	
	田崎 祐一	尾鷲市区長会	
	玉乃井 耕二	公募委員	
	中村 レイ	公募委員	
	與谷 公孝	尾鷲市自主防災会連絡協議会	部会長
第2部会 健康 福祉	大西 正隆	尾鷲市老人クラブ連合会	
	塩崎 保夫	公募委員	
	中森 将人	尾鷲市社会福祉協議会	部会長
	長谷川 陽	紀北医師会	
第3部会 産業 集客交流	岩本 芳和	尾鷲市水産振興協議会	
	北村 豪	尾鷲市海産物商業協同組合 尾鷲水産加工組合	
	北村 伸	尾鷲木材協同組合	
	佐々木 康次	尾鷲市商店会連合会	部会長
	塚原 右巳	尾鷲観光物産協会	
第4部会 子ども 生涯学習 文化 国際交流	石川 郷子	子育て支援サークル がりら	
	北裏 佳代	尾鷲市教育委員会	
	堀内 達也	尾鷲市青少年育成市民会議	部会長
	南 進	尾鷲市体育協会	
	若林 正也	尾鷲市文化協会	
第5部会 自然環境 生活環境 都市基盤 公共交通	北村 清陽	公募委員	
	塩津 史子	尾鷲市連合婦人会	
	中西 加寿代	株式会社ZTV東紀州放送局	
	民部 清宏	森林組合おわせ	
	村瀬 晃健	尾鷲商工会議所青年部	部会長
第6部会 行財政運営 税賦課 広域連携	奥村 玲子	尾鷲商工会議所	
	加子 勝巳	ハローワーク尾鷲	
	津村 淳	紀北信用金庫	
	濱野 薫久	尾鷲市農業委員会	
	松井 純	学識経験者 (株式会社三重ティーエルオー)	部会長

【策定体制】



【策定の流れ】

月 日	区 分	内 容
平成28年 6月3日	第1回審議会 (全体会・各部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画について ・前期基本計画の総合評価について ・部会の設置について ・総合評価書(案)について <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> } <div style="margin-left: 5px;">全体会 各部会</div> </div>
平成28年 7月4日～8日	第2回審議会(各部会)	・総合評価書(案)に対する意見聴取
平成28年 8月2日～5日	第3回審議会(各部会)	・後期基本計画(素案)に対する意見聴取
平成28年 8月19日	総務産業常任委員会・ 生活文教常任委員会 (合同委員会)	・後期基本計画(素案)に対する意見聴取
平成28年 8月22日～26日	第4回審議会(各部会)	・後期基本計画(素案)に対する意見聴取
平成28年 9月30日	第5回審議会 (各部会・全体会)	・後期基本計画(中間案)に対する意見聴取 (全体調整)
平成28年 10月4日～17日	パブリックコメントの実施	
平成28年 10月24日	総務産業常任委員会・ 生活文教常任委員会 (合同委員会)	・後期基本計画(中間案)に対する意見聴取
平成28年 11月4日	第6回審議会(全体会)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・後期基本計画(最終案)に対する意見聴取

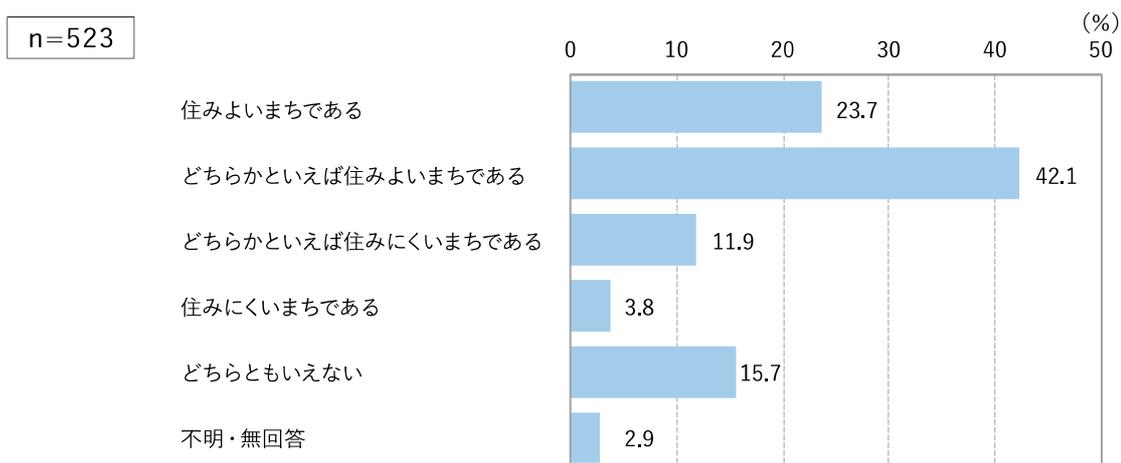
2 アンケート調査結果

調査の概要

調査区域	尾鷲市全域
調査対象	18歳以上の市民から1,000人を無作為抽出
調査時期	平成28年3月
配布数	1,000票
回収数	523票
回収率	52.3%

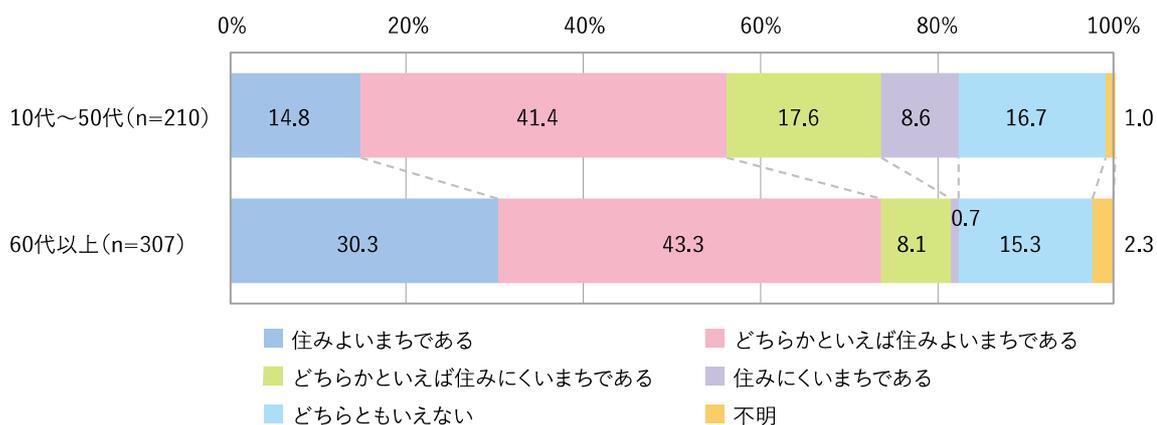
尾鷲市全体の評価①(住みよさについて)

尾鷲市全体の評価として、「どちらかといえば住みよいまちである」が42.1%、「住みよいまちである」が23.7%となっており、合計で65.8%が『住みよいまち』であるとしています。



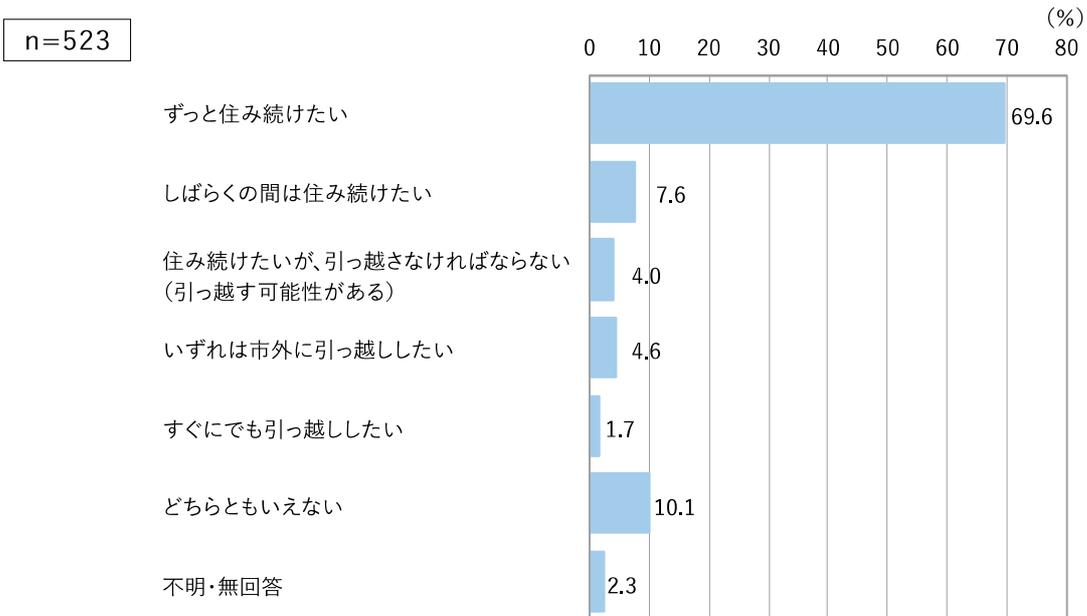
年代別クロス集計

尾鷲市全体の評価を年代別に見ると、『住みよいまち』であると感じている方は、「60代以上」では7割を超えているのに対し、「10代～50代」では約6割弱となっており、年代による差が見られます。



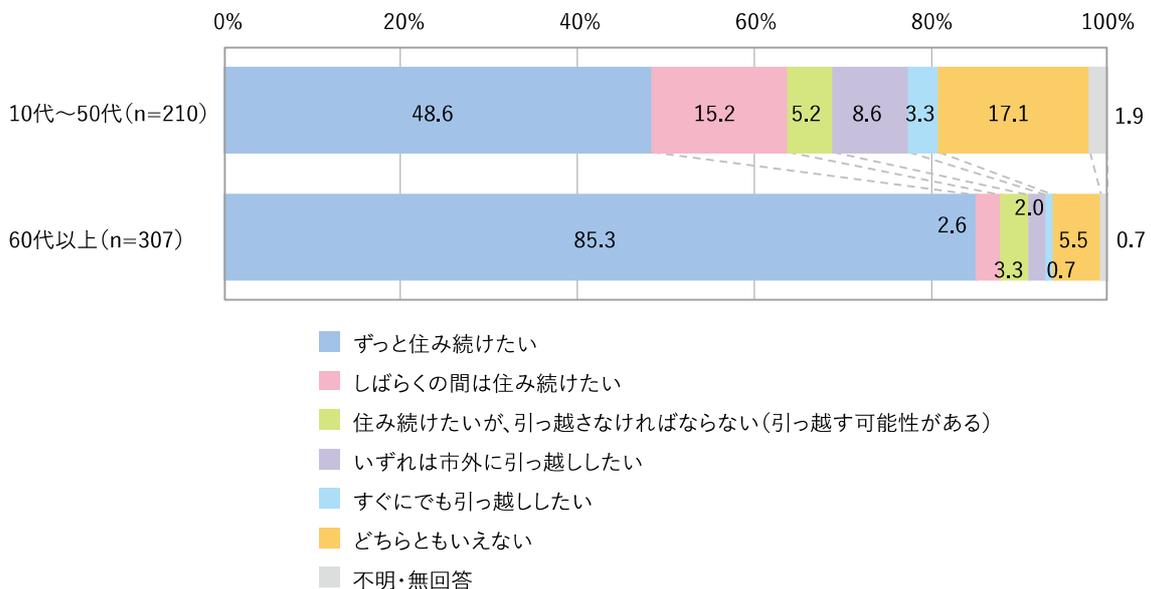
尾鷲市全体の評価②(定住意向について)

定住意向は、「ずっと住みたい」が69.6%、「しばらくの間は住みたい」が7.6%となっており、『住みたい』と答えた方が合計で約8割を占めています。



■年代別クロス集計

定住意向を年代別に見ると、「ずっと住みたい」は、「60代以上」では8割を超えているのに対し、「10代～50代」では5割弱となっており、年代による差が見られます。



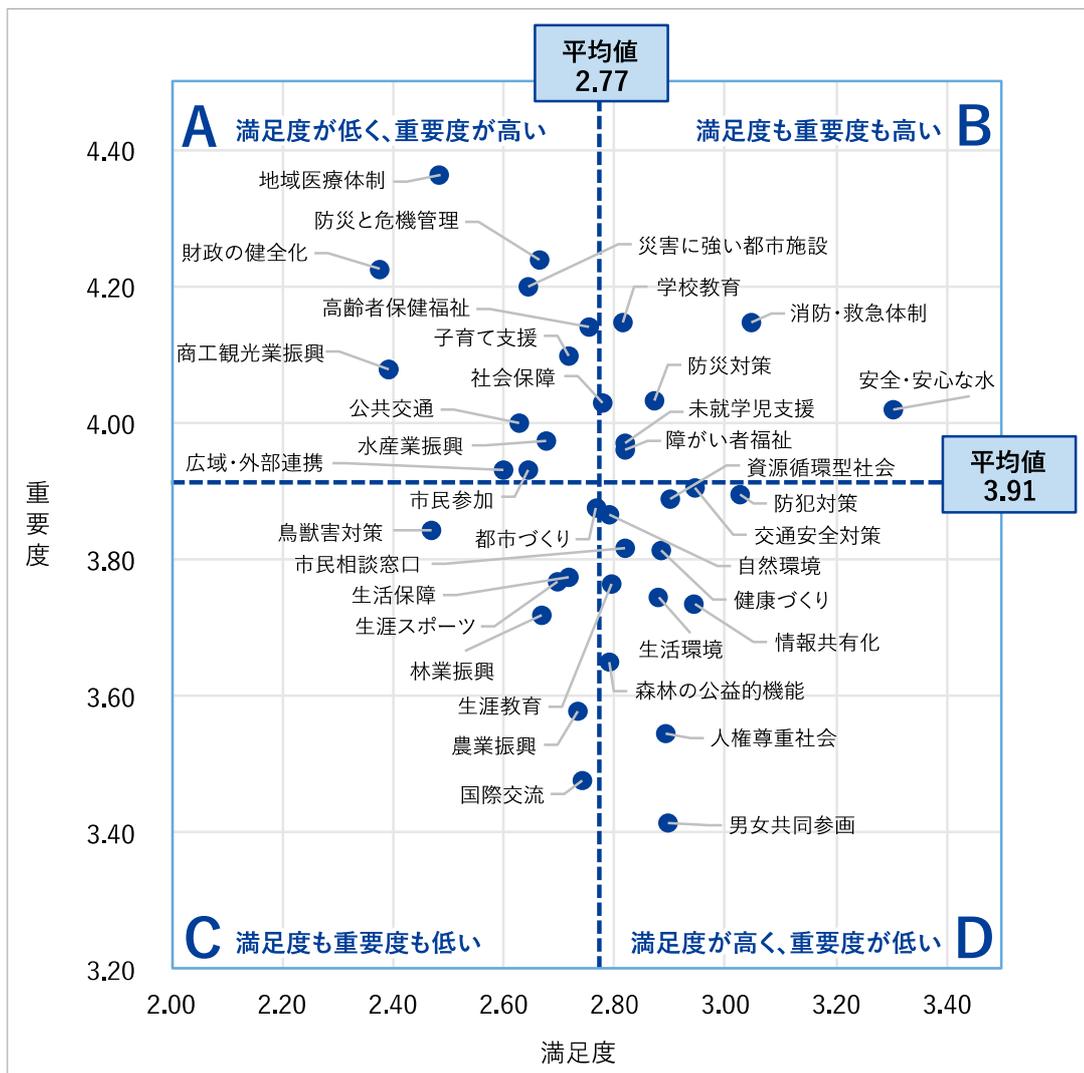
市が実施している取り組みやサービスに関する満足度と今後の重要度

市が実施している取り組みやサービスに関する満足度と今後の重要度を、5段階で評価した結果を以下の散布図に取りまとめています。満足度の点数化については、「満足」=5点、「どちらかといえば満足」=4点、「普通」=3点、「どちらかといえば不満」=2点、「不満」=1点として、「わからない」「不明・無回答」を除く件数で除したものです。重要度の点数化については、「重要」=5点、「どちらかといえば重要」=4点、「普通」=3点、「どちらかといえば重要でない」=2点、「重要でない」=1点として、「わからない」「不明・無回答」を除く件数で除したものです。

■満足度・重要度の散布図(全体)

満足度と重要度の散布図について、「地域医療体制」「財政の健全化」「商工観光業振興」「防災と危機管理」などがAの領域に分類され、今後優先して充実することが求められている項目となります。

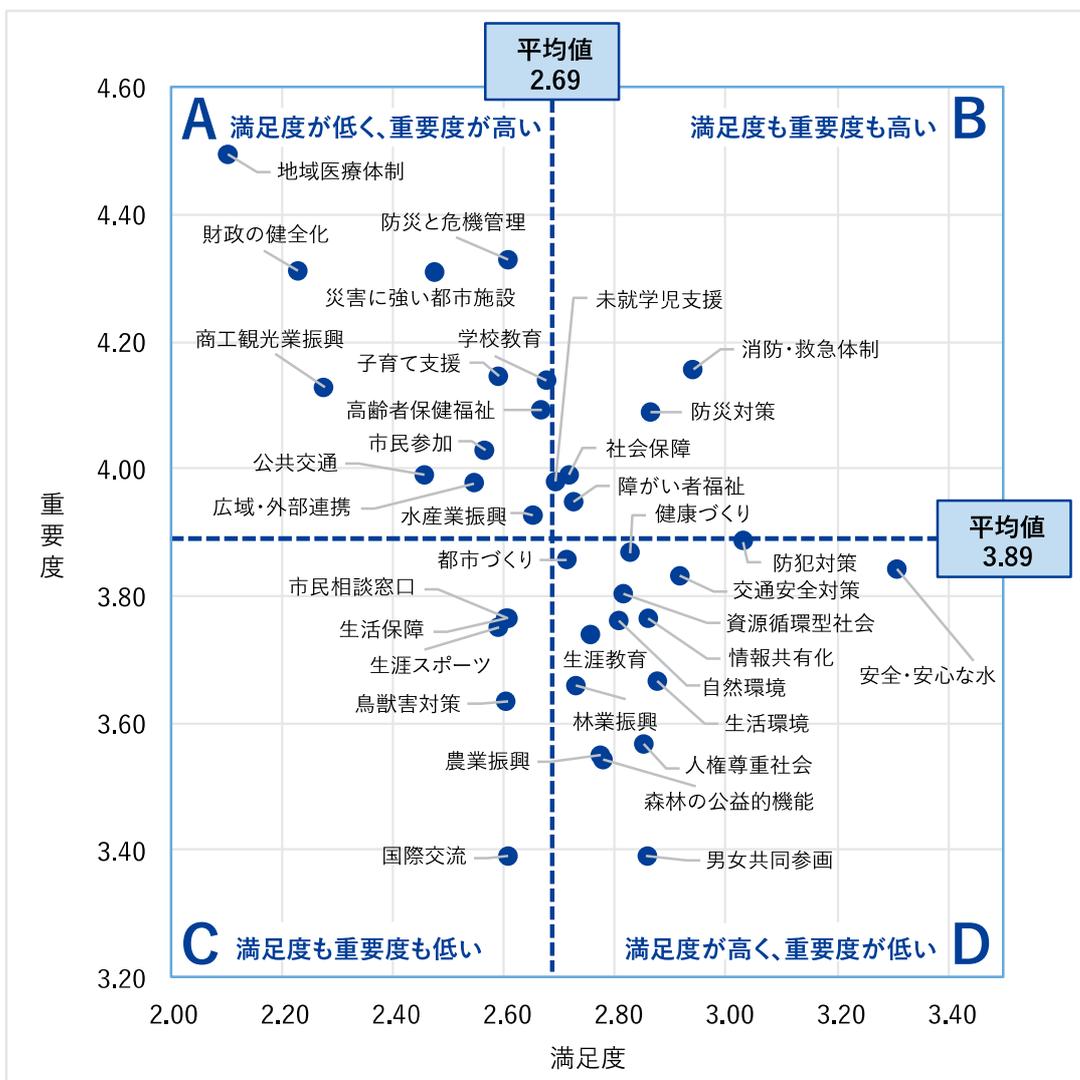
一方で、「男女共同参画の推進」「人権尊重社会」「情報共有化」などがDの領域に分類されています。



■満足度・重要度の散布図(10代～50代)

「10代～50代」の満足度と重要度の散布図について、全体と概ね同様の傾向となっていますが、平均値は満足度、重要度ともに全体よりもやや低くなっています。

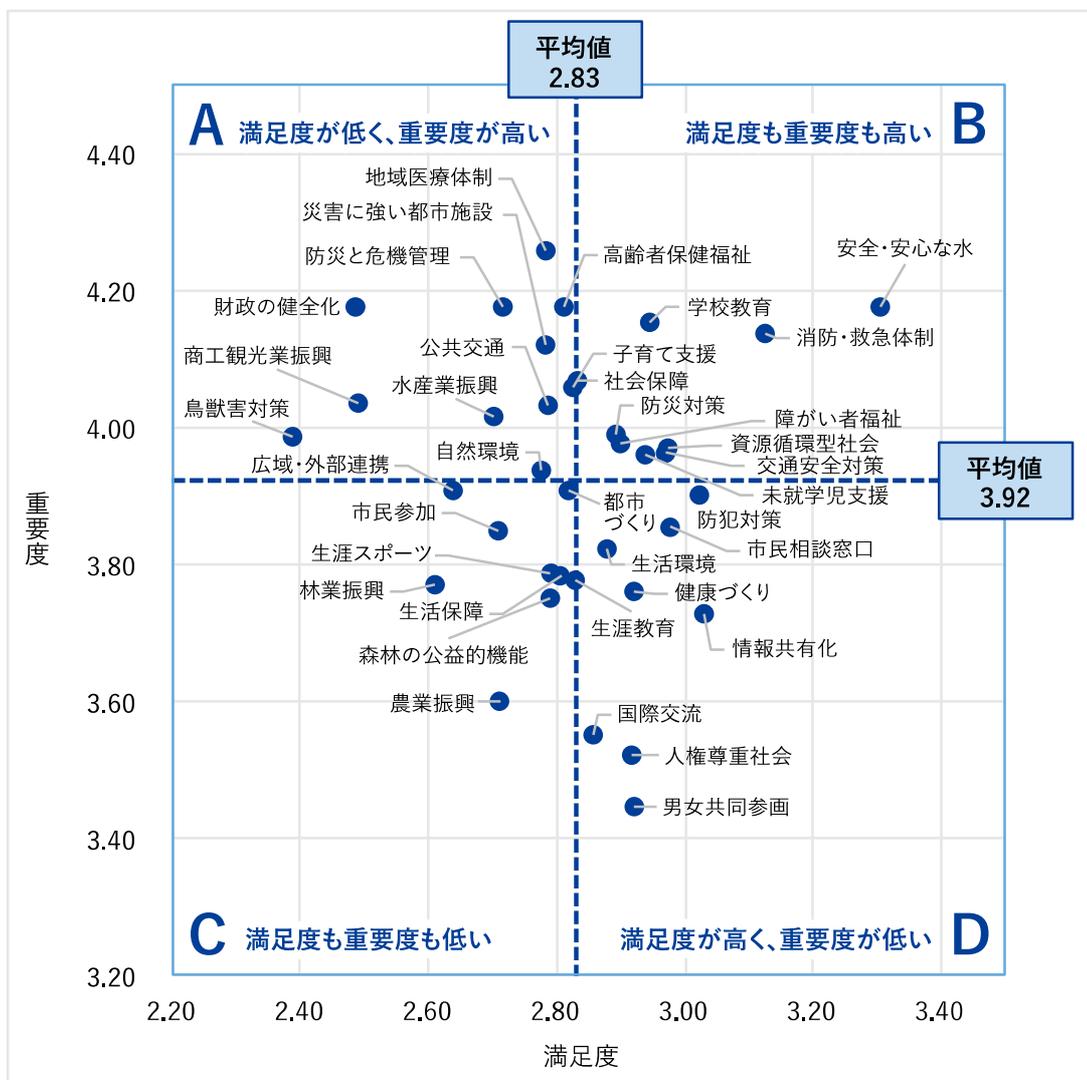
また、全体との比較では、「学校教育」がBの領域からAの領域へ、「安全・安心な水」がBの領域からDの領域へ、「市民相談窓口」がDの領域からCの領域へ、「林業振興」と「農業振興」がAの領域からDの領域へと移動しています。



■満足度・重要度の散布図（60代以上）

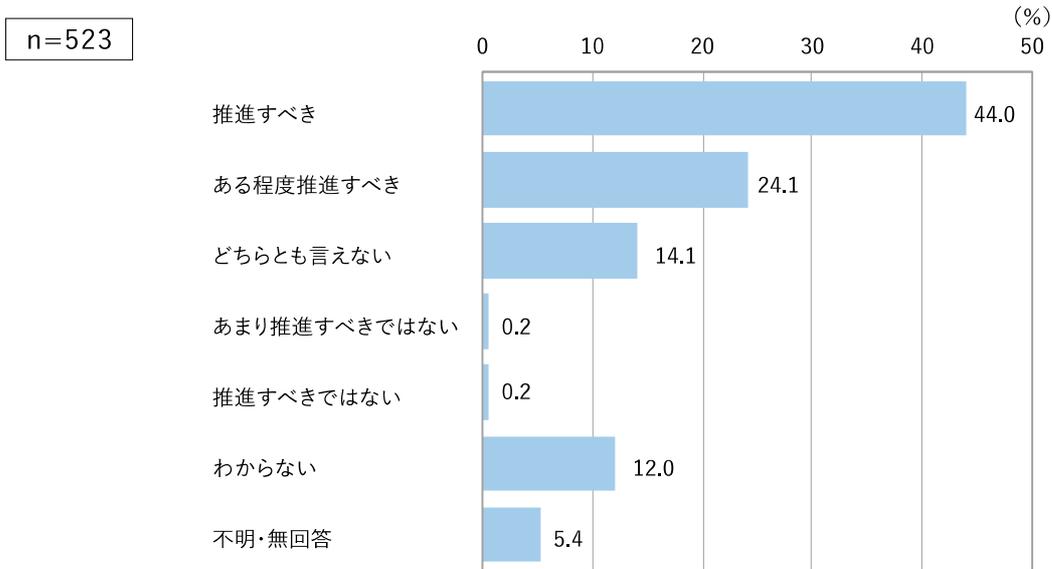
「60代以上」の満足度と重要度の散布図について、全体と概ね同様の傾向となっていますが、平均値は満足度、重要度ともに全体よりも高くなっています。

また、全体との比較では、「子育て支援」がAの領域からBの領域へ、「市民参加」と「広域・外部連携」がAの領域からCの領域へ、「鳥獣害対策」がCの領域からAの領域へ、「国際交流」がCの領域からDの領域へ、「自然環境」がDの領域からAの領域へ、「交通安全対策」と「資源循環型社会」がDの領域からBの領域へ、「森林の公益的機能」と「都市づくり」がDの領域からCの領域へ移動するなどの変化が見られます。



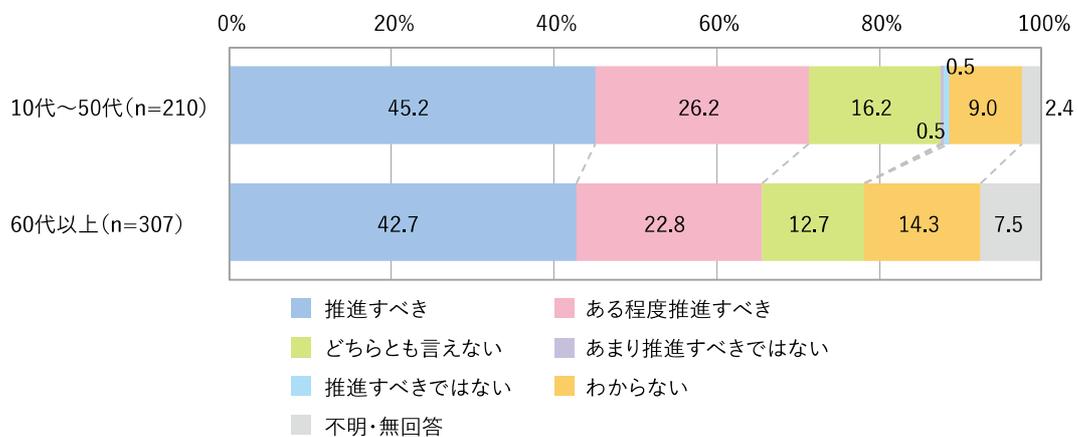
市民みんなで目標達成のために取り組むことについて

市民みんなで目標達成のために取り組むことについて、「推進すべき」が44.0%、「ある程度推進すべき」が24.1%と、『推進』したほうが良いとの回答が約7割となっています。



年代別クロス集計

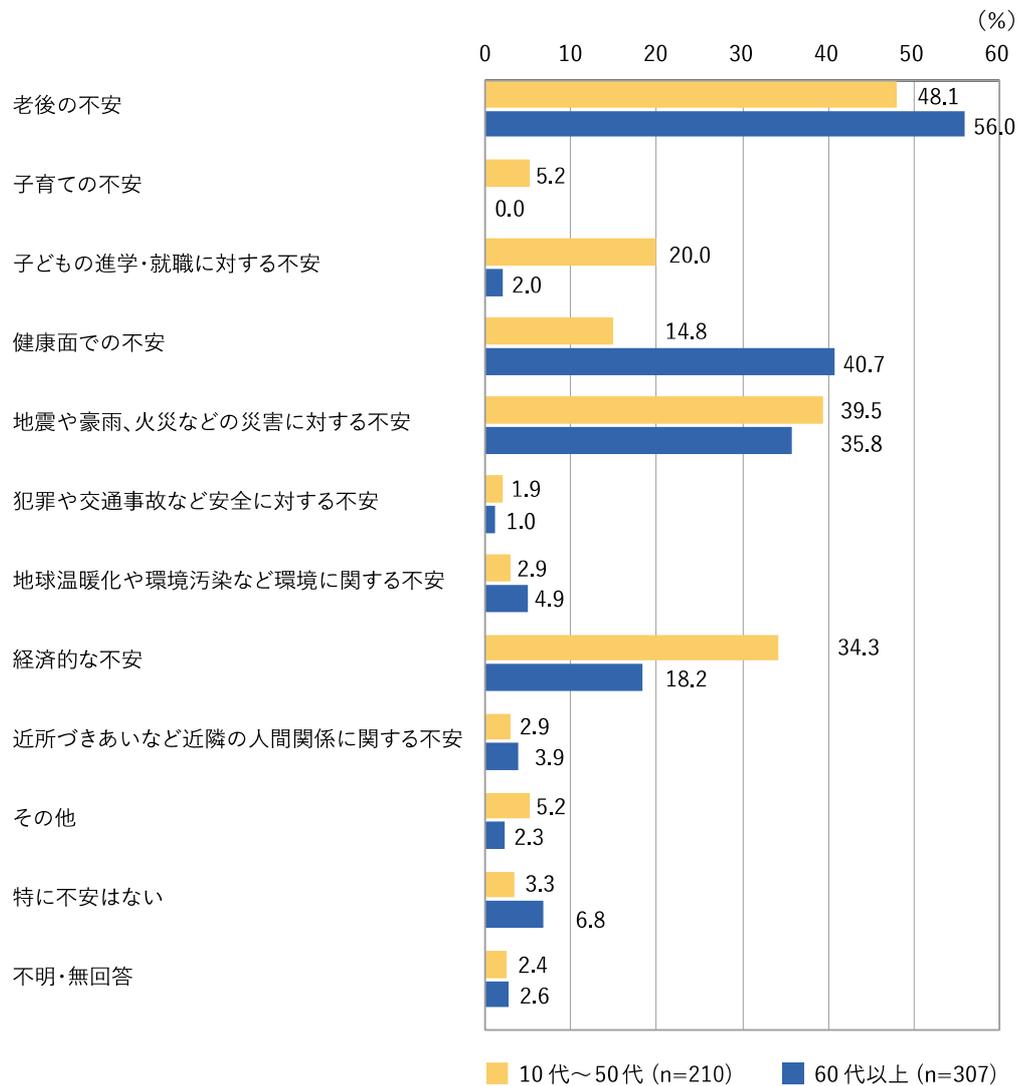
市民みんなで目標達成のために取り組むことについて年代別に見ると、「推進すべき」と答えた方は、「10代～50代」「60代以上」が共に半数以上となっており、「10代～50代」が5.9ポイント高くなっています。



現在不安に感じていること

■年代別クロス集計

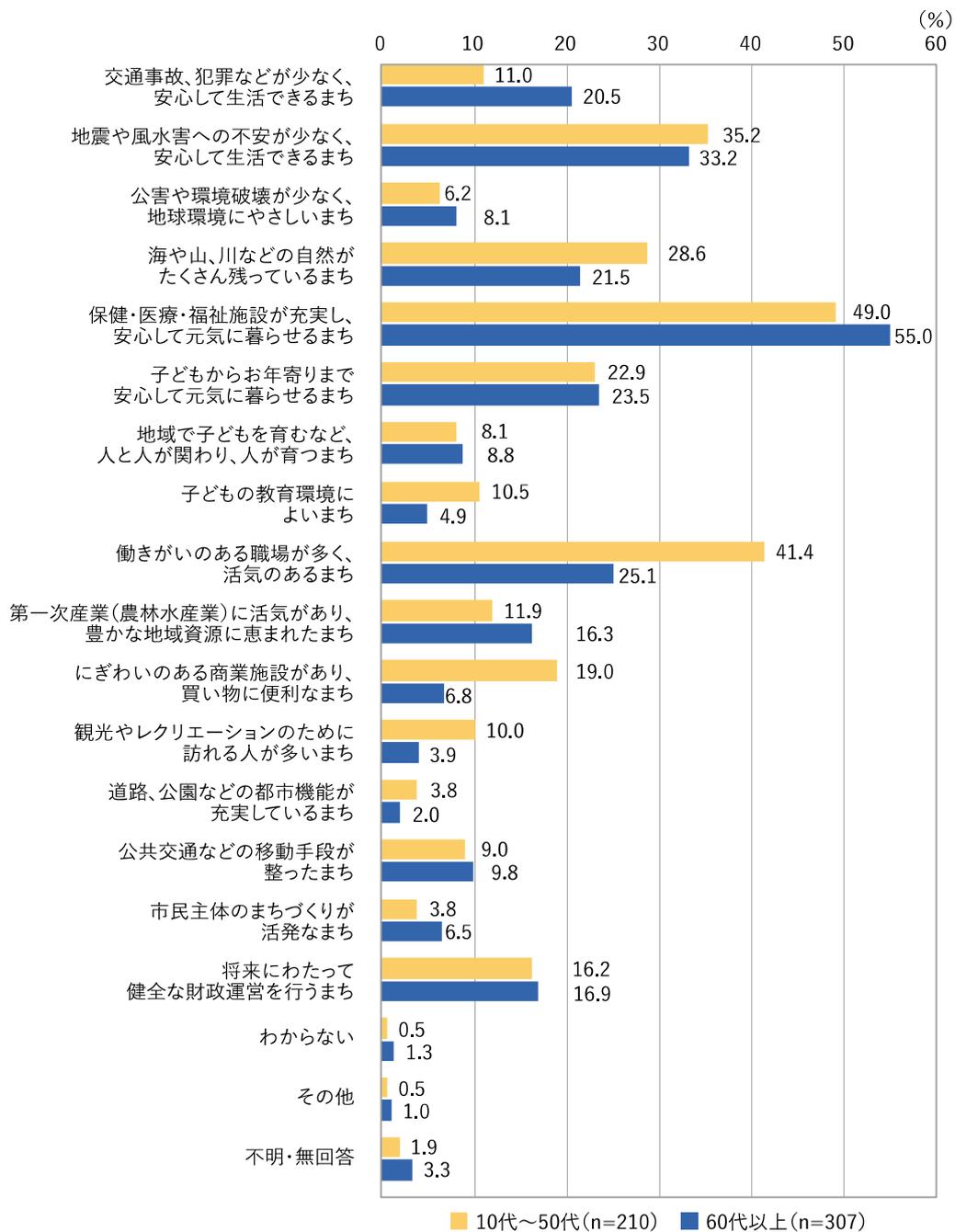
現在不安に感じていることを年代別に見ると、「老後の不安」や「健康面での不安」では「60代以上」の割合が高く、「子どもの進学・就職に対する不安」や「地震や豪雨、火災などの災害に対する不安」、「経済的な不安」では「10代～50代」のほうが高くなっています。



尾鷲市の将来イメージで希望するもの

■年代別クロス集計

尾鷲市の将来イメージで希望するものを年代別に見ると、「交通事故、犯罪などが少なく、安心して生活できるまち」や「保健・医療・福祉施設が充実し、安心して元気に暮らせるまち」、「第一次産業（農林水産業）に活気があり、豊かな地域資源に恵まれたまち」などでは「60代以上」が高く、「働きがいのある職場が多く、活気のあるまち」や「にぎわいのある商業施設があり、買い物に便利なまち」、「海や山、川などの自然がたくさん残っているまち」などでは「10代～50代」が高くなっています。



序論

重点的な取り組み

後期基本計画

I

II

III

IV

V

VI

資料編

共に創り未来に
つぎへ誇れるまち
おわせ



第6次尾鷲市総合計画 後期基本計画

発行年月 平成29年3月
発行 尾鷲市
〒519-3696
三重県尾鷲市中央町10番43号
Tel. 0597-23-8134
Fax. 0597-22-2111
<http://www.city.owase.lg.jp>